

意見書案第 3 号

骨髄移植等のドナーに対する支援の充実を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月28日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

楠 正 信

森 あや子

中 山 郁 美

太 田 英 二

調 崇 史

浜 崎 太 郎

三 角 公仁隆

近 藤 里 美

阿 部 真之助

とみなが 正博

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

骨髄移植等のドナーに対する支援の充実を求める意見書

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、血液がんの一種である白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法です。我が国では、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が主体となり、骨髄等の提供を広く国民に呼びかける骨髄バンク事業が実施され、平成28年12月現在でのドナー登録者数は46万8,728人となっています。この骨髄バンクのドナー登録者数については、新規登録者数が伸び悩む一方で、登録者は原則として満55歳の誕生日で登録取消しとなり、その取消者数は増加傾向にあるという課題を抱えています。

また、非血縁者間移植数が拡大している中で、患者とドナーとの白血球の型が一致するHLA適合率が、平成28年時点で、96.4%と高いにもかかわらず、実際に移植に至るのは、54.4%にとどまっていることが重大な課題として認識されています。その背景として、ドナー側の健康上の理由に加え、骨髄を採取する際は通常3泊4日の入院が必要になるため、「仕事を休みにくい」といった事情があることも指摘されています。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に必要な検査や入院等の費用負担が不要であるとともに、万一、健康障害が生じた場合でも、骨髄バンクによる団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減のための取組が行われていますが、ドナーが検査や入院等で休業した場合の補償については行われておらず、ドナーが安心して骨髄等を提供できるような仕組みや環境づくりが喫緊の課題となっています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、骨髄移植等のドナーに対する支援の充実を図り、骨髄移植等を一層推進するため、次の措置を講ぜられるよう強く要請します。

- 1 ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する際の補償制度を創設すること。
- 2 国が事業主向けに策定した「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の中にドナー休暇制度の策定を迫記するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずること。
- 3 がんや骨髄移植等に関する正しい知識を得られるよう、若年層へのがん教育及び国民への啓発を更に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛て

議 長 名